

# 御殿場市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(平成30年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳 (平成31年1月1日)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率B/A	(参考)平成29年度 の人件費率
30年度	人 88,757	千円 37,880,604	千円 1,896,335	千円 4,895,483	% 12.9	% 13.7

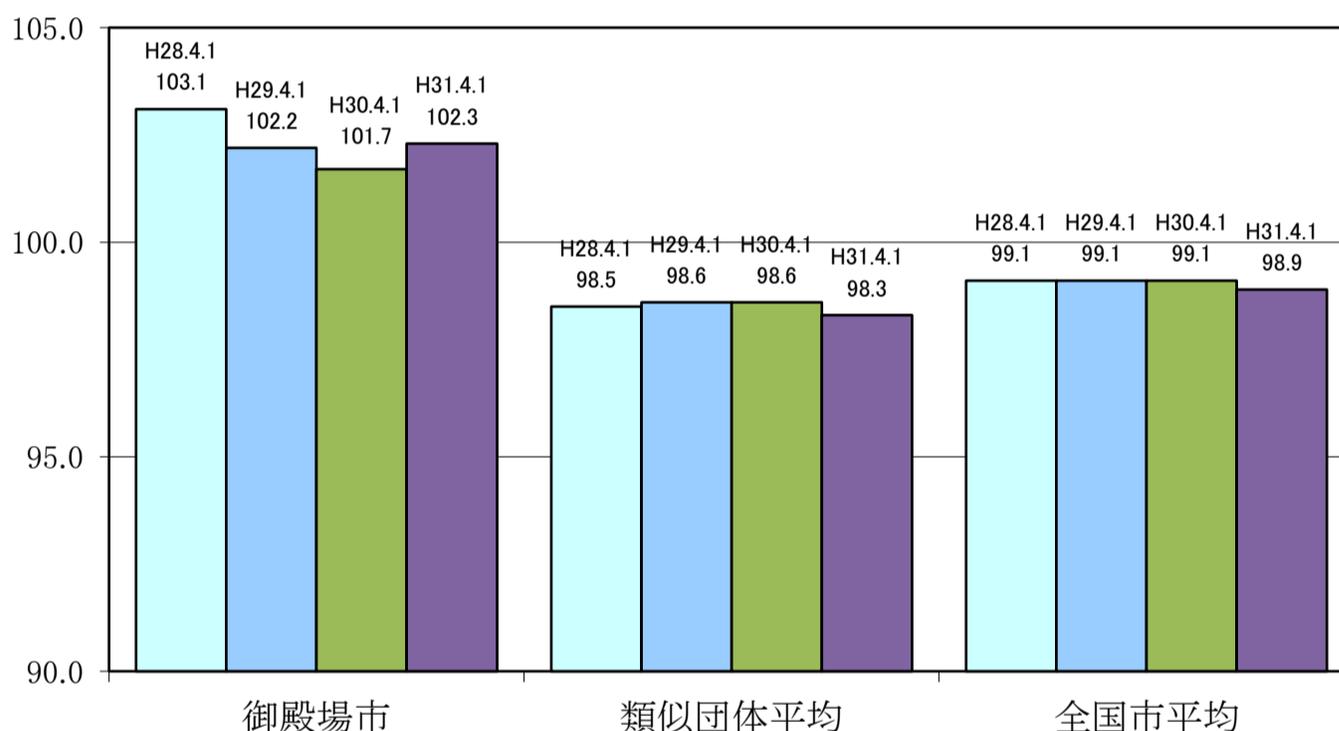
### (2) 職員給与費の状況(平成30年度普通会計決算)

区分	職員数(A)	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
30年度	人 600	千円 2,129,832	千円 420,478	千円 894,876	千円 3,445,186	千円 5,742	千円 6,170

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

(注)2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(注) 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

<p>③平成31年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部、国と異なる市独自の給料表を使用しているため。</li> </ul> <p>【改善の見込】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢層の昇給見直しを検討します。</li> <li>今後の給与水準の推移を見ながら、適正な給料表の見直しや昇給昇格を行います。</li> </ul>
---

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

(給料表の改定実施時期)  
平成27年4月1日

(内容)  
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、高齢者層を中心に平均2%の引き下げを行っている。なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)  
国基準6.0%に対し、御殿場市においても6.0%を支給しています。

(参考)

	平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合
国基準による支給割合	6.0 %	6.0 %	6.0 %
御殿場市の支給割合	6.0 %	6.0 %	6.0 %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特にありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
御殿場市	39.1 歳	308,146 円	397,999 円	357,958 円
静岡県	42.5 歳	332,566 円	430,581 円	370,025 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	41.3 歳	309,709 円	398,167 円	355,160 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
御殿場市	50.0歳	41人	360,166 円	412,623 円	377,341 円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.8歳	14人	366,400 円	396,887 円	375,247 円	廃棄物処理従業員	45.9歳	296,600 円	1.34
うち給食調理員	49.2歳	18人	361,889 円	412,815 円	374,989 円	調理士	43.4歳	253,000 円	1.63
静岡県	54.7歳	160人	315,458 円	363,244 円	337,140 円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.2歳	23人	326,070 円	387,535 円	358,673 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
御殿場市	6,859,159 円	—	—
うち清掃職員	6,650,251 円	4,102,900 円	1.62
うち給食調理員	6,852,977 円	3,574,800 円	1.92

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成28年～平成30年の3か年の平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
御殿場市	36.8歳	290,464 円	330,094 円
静岡県	42.4歳	367,404 円	417,421 円
類似団体	39.9歳	303,437 円	355,131 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注)2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		御殿場市	静岡県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	190,738 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	155,891 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	—	153,548 円	—
	中学卒	—	140,608 円	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	180,700 円	213,051 円	—
	短大卒	161,300 円	167,201 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,307 円	379,876 円	398,061 円	421,511 円
	高校卒	226,150 円	326,716 円	387,316 円	395,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	334,225 円	365,275 円	374,433 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	286,300 円	— 円	— 円	— 円
	短大卒	268,433 円	358,183 円	386,750 円	— 円

(注) 該当する職員がない場合は—で表示しています。

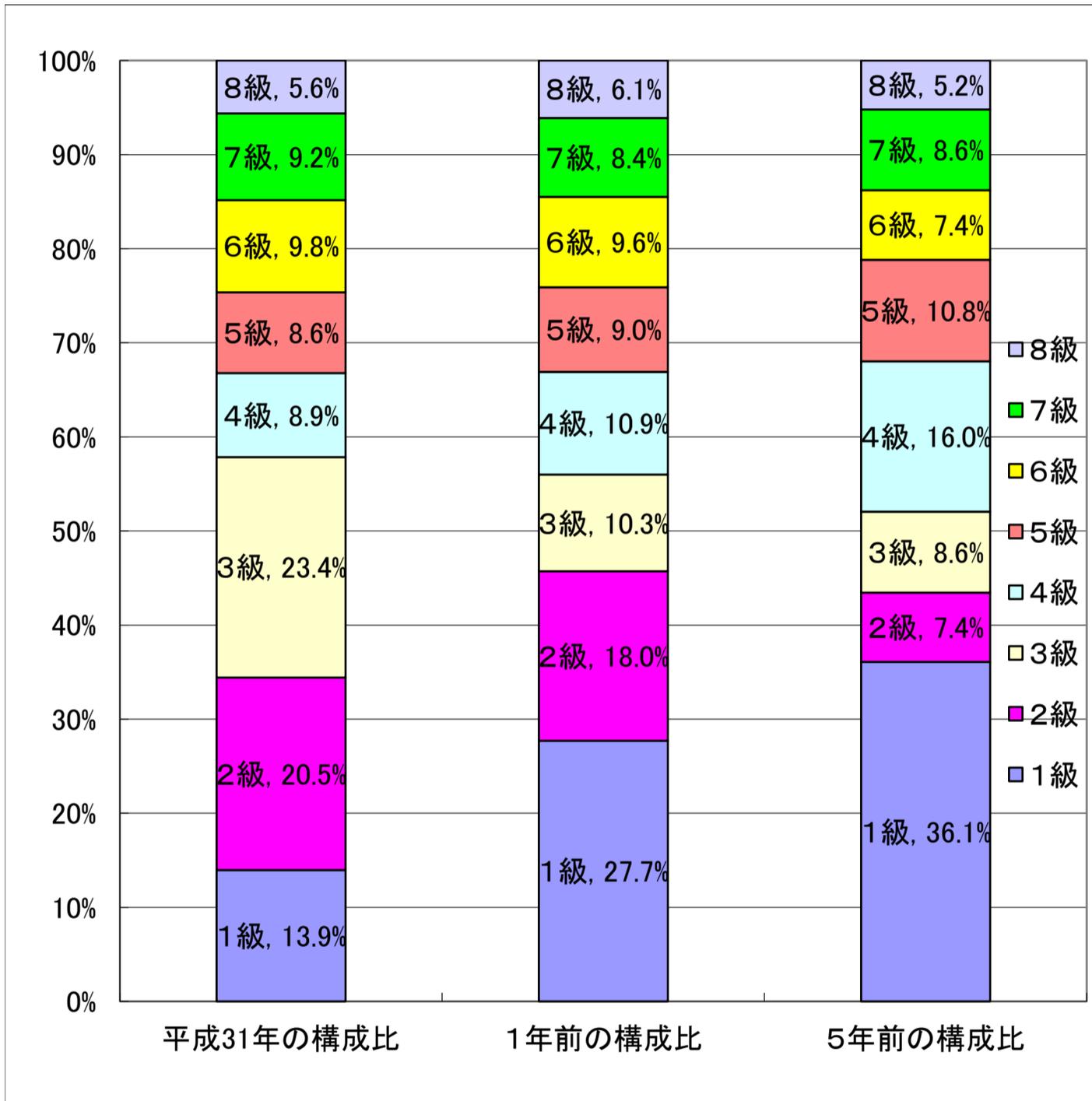
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

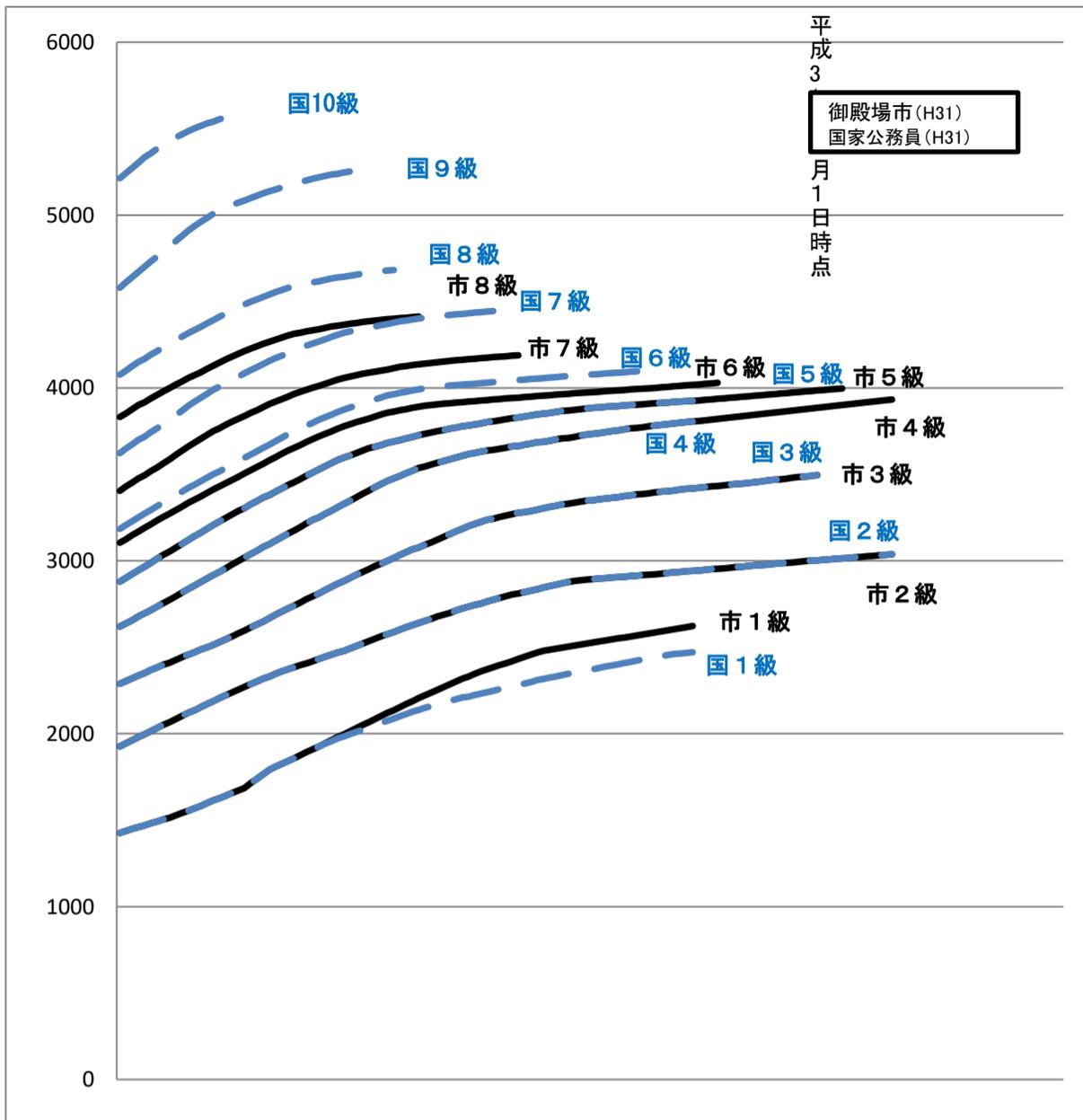
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	47人	13.9%	144,100円	252,100円
2級	副主任	69人	20.5%	194,000円	304,200円
3級	主任	79人	23.4%	230,000円	350,000円
4級	主幹・副主幹	30人	8.9%	263,000円	393,700円
5級	副参事	29人	8.6%	288,900円	398,900円
6級	課長補佐	33人	9.8%	311,200円	402,200円
7級	課長・参事	31人	9.2%	341,100円	418,200円
8級	部長・次長	19人	5.6%	383,600円	441,700円

(注)1 御殿場市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注)2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(平成31年4月1日時点)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(御殿場市)

平成30年4月2日から平成31年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年度		令和4年度	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

御殿場市	静岡県	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,501 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,653 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○勤勉手当への人事評価への活用状況(一般行政職)(御殿場市)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

御殿場市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27025 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27025 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置	2～20%加算		・定年前早期退職特例措置	2～45%加算	
1人当たり平均支給額	17,957 千円	24,657 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)	129,429 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	227,467 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	6.0 %	600 人	6.0 %
地域手当補正後のラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)	102.3 (102.3)		

(注)「地域手当補正後ラスパイレース指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。

(補正前のラスパイレース指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。

## (4) 特種勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		8,966 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		208,512 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		7.2 %			
手当の種類(手当数)		11			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
行旅死亡人等死亡人 取扱作業手当	社会福祉課職員	行旅死亡人等死亡人取扱作業 に従事した職員	60 千円	1回 5,000円	
行旅病人取扱作業手当	社会福祉課職員	行旅病人取扱作業に従事した 職員	0 千円	1回 1,000円	
伝染病・害虫防疫 作業手当		伝染病若しくは害虫が発生し、 又は発生の恐れがある場合に おいて、次に掲げる作業に従事 した職員 (1)伝染病患者の救護又は伝染 病菌の付着した物件若しくは付 着の危険がある物件の防疫作 業 (2)伝染病菌を有する家畜又は 有する疑いのある家畜の防疫 作業 (3)害虫の駆除又は害虫の防疫 作業	0 千円	日額 600円	
不快作業手当	環境課 リサイクル推進課職 員	ごみ収集、犬・猫・野生動物等 の死体処理作業又は下水道汚 水処理作業に従事した職員職 員	1,332 千円	日額 600円	
山岳作業手当		富士山の海拔1,402メートル 以上において勤務した職 員	0 千円	日額 800円	
滞納処分手当	税務課職員	市税(国民健康保険税を含 む。以下同じ)及び介護保険 料について滞納処分を執行 した職員	1,125 千円	日額 1,000円	
滞納整理手当	国保年金課 介護福祉課職員	市税、介護保険料、下水道 受益者負担金、手数料又は 使用料の滞納整理に従事し た職員	99 千円	日額 600円	
社会福祉業務手当	社会福祉課職員	福祉事務所に勤務する職員 が現業に従事したとき	227 千円	日額 600円	
救急医療 センター 勤務手当	夜間看護手当	救急医療課職員	午後4時30分から翌日午前 1時15分までの勤務(準夜 勤)又は午前0時30分から 午前9時15分までの勤務 (深夜勤)に従事したとき	6,030 千円	準夜勤1回 2,500円 深夜勤1回 3,000円
	死体取扱手当				
用地交渉手当	道路河川課 都市整備課職員	公共用地の取得等のため、 交渉業務に従事した職員	38 千円	日額 600円	

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	54,973 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	125 千円
支給実績(平成29年度決算)	77,321 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	176 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数  
(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	次表参照			50,451 千円	234,656 円
住居手当				29,547 千円	281,400 円
通勤手当				36,384 千円	84,222 円
管理職手当				78,957 千円	616,852 円
休日勤務手当				1,842 千円	27,088 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
夜間勤務手当				5,127 千円	366,214 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者6,500円(7級相当以下) 配偶者3,500円(8級相当以上) 子 10,000円 父母等 6,500円(7級相当以下) 父母等 3,500円(8級相当以上)  満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子1人につき 5,000円の加算	異なる	配偶者及び父母等について、一律6,500円を支給。
住居手当	〈借家・借間居住者〉 支給対象者 12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 全額支給限度額 11,000円 1/2加算限度額 16,000円 最高支給限度額 27,000円 〈自宅所有者・世帯主〉 支給なし	同じ	
通勤手当	〈交通機関等利用者〉 最高支給限度額 55,000 円 〈交通用具等利用者〉 片道2km以上3km未満 4,600 円 片道3km以上4km未満 5,400 円 片道4km以上5km未満 6,200 円 片道5km以上6km未満 7,000 円 片道6km以上7km未満 7,900 円 片道7km以上8km未満 8,700 円 片道8km以上9km未満 9,500 円 片道9km以上10km未満 10,300 円 片道10km以上12km未満 11,800 円 片道12km以上14km未満 13,300 円 片道14km以上16km未満 14,500 円 片道16km以上18km未満 16,200 円 片道18km以上20km未満 17,700 円 片道20km以上22km未満 19,200 円 片道22km以上 22,200 円 (併用者) 最高支給限度額 55,000 円 新幹線等利用者は20,000円を限度に加算あり	異なる	〈交通用具等利用者〉 片道5km未満 2,000 円 片道5km以上10km未満 4,100 円 片道10km以上15km未満 6,500 円 片道15km以上20km未満 8,900 円 片道20km以上25km未満 11,300 円 片道25km以上30km未満 13,700 円 片道30km以上35km未満 16,100 円 片道35km以上40km未満 18,500 円 片道40km以上45km未満 20,900 円 片道45km以上50km未満 21,800 円 片道50km以上55km未満 22,700 円 片道55km以上60km未満 23,600 円 片道60km以上 24,500 円 片道55km以上60km未満 23,600 円 片道60km以上 24,500 円
管理職手当	職務の級及び区分別に定額の手当額が定められている。46,300円～139,300円	異なる	職務の級及び区分別に定額の手当額が定められている。39,400円～77,400円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、やむを得ない事情により同居して配偶者と別居した職員で、単身で生活することを常況とし、同居していた家族と片道60キロメートル以上離れている職員。 月額23,000円＋距離区分に応じた加算額	同じ	
夜間勤務手当	午後10時から午前5時までの深夜に勤務 1時間当たりの給与額の25/100	同じ	

## 5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額)	
給 料	市 長	880,000 円	1,061,000 円 / 455,000 円
	副市長	700,000 円	885,000 円 / 620,000 円
報 酬	議 長	450,000 円	737,000 円 / 357,000 円
	副議長	410,000 円	653,000 円 / 294,000 円
	議 員	383,000 円	591,000 円 / 266,000 円
期 末 手 当	市 長 副市長	(平成31年度支給割合) 4.45 月分	
	議 長 副議長 議 員	(平成31年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×42/100	(1期の手当額) 17,740,800 円 (支給時期) 任期ごともしくは通算
	副市長	給料月額×在職月数×25/100	8,400,000 円 任期ごともしくは通算

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込み額です。

## 6 職員数の状況

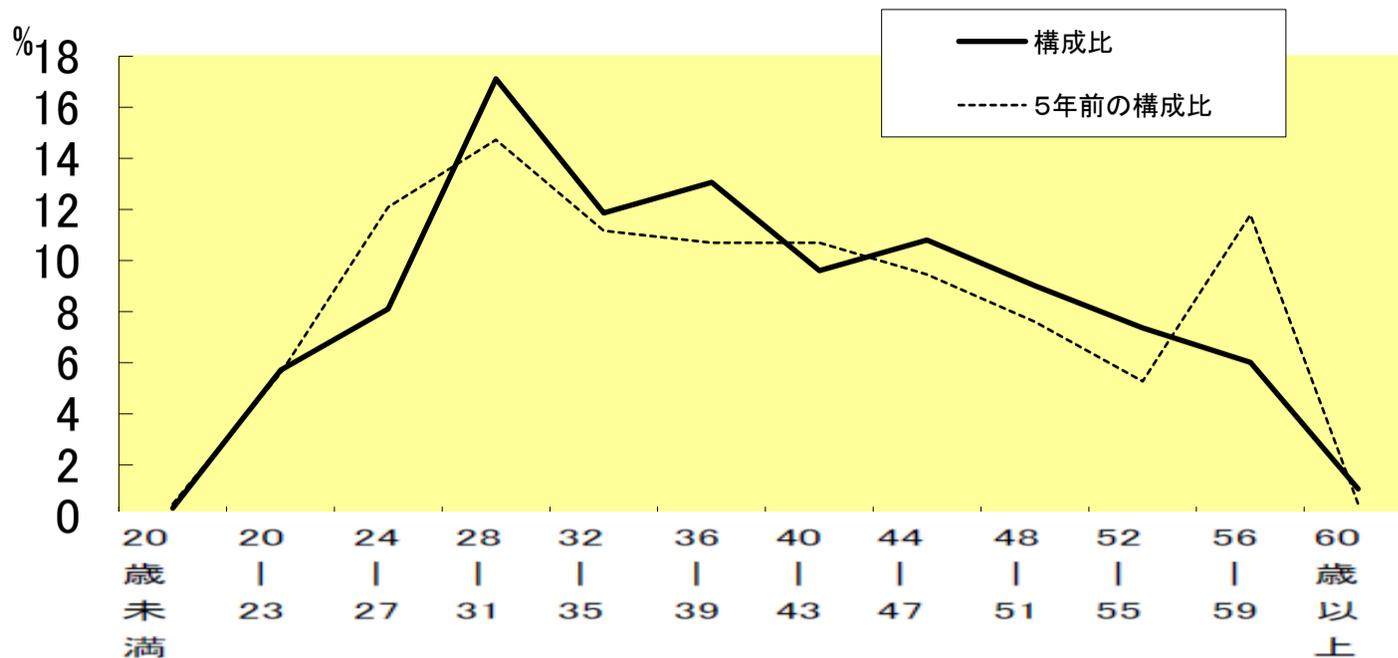
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成31年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	職員派遣による増 業務量の増加による増 技能労務職退職不補充 人員調整 業務量の調整に伴う減
		総務・企画	146	146	0	
		税 務	36	35	1	
		民 生	137	134	3	
		衛 生	61	63	△ 2	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	26	25	1	
		商 工	12	12	0	
	土 木	75	77	△ 2		
		計	500	499	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.33 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 52.89 人
	教育部門	101	101	0	機構改革による事務量増加に伴う増	
	小 計	601	600	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.71 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 62.57 人	
会 営 企 業 等 部 門	水 道	20	21	△ 1	国保及び介護事業の事務量増加による増	
	下水道	13	12	1		
	その他	32	31	1		
	小 計	65	64	1		
合 計		666	664	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.0 人	
		[710]	[710]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

(注) 2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2	38	54	114	79	87	64	72	60	49	40	7	666

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成31年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		500	499	497	497	496	491	9 (1.8%)
教育		101	101	101	98	100	99	2 (2.0%)
普通会計計		601	600	598	595	596	590	11 (1.9%)
公営企業等会計計		65	64	64	62	60	60	5 (8.3%)
総合計		666	664	662	657	656	650	16 (2.5%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考)前年度の総費用に占める職員給与費比率
平成30年度	千円 1,170,396	千円 651,123	千円 111,365	% 9.5	% 9.9

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成30年度	人 19	千円 68,416	千円 14,389	千円 28,560	千円 111,365	千円 5,861	千円 6,181

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

(注)2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

(注)3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

② 特記事項

なし

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
御殿場市	34.2 歳	268,874 円	434,941 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

(3) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当

御殿場市		御殿場市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成31年度)	1,504 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度)	1,501 千円
(平成29年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当(平成31年4月1日現在)

御殿場市			御殿場市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27025 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27025 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2~20%加算			・定年前早期退職特例措置 2~20%加算		
1人当たり平均支給額	12,853 千円	24,898 千円	1人当たり平均支給額	17,957 千円	24,657 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)	4,408 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	232,000 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	6%	19人	6%

④ 特種勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)	323 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	24,846 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	68%			
手当の種類(手当数)	7			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死亡人等死亡人取扱作業手当	上水道課職員	行旅死亡人等死亡人取扱作業に従事した者	0 千円	1回 5,000円
滞納整理手当	上水道課職員	水道料金の滞納整理の業務に従事する者	0 千円	日額 600円
停水処分手当	上水道課職員	水道料金の滞納者にたいして給水停止処分を行う者	0 千円	日額 800円
有害薬品取扱手当	上水道課職員	塩素ガスその他有毒物質の取扱いに従事する者	0 千円	日額 600円
水道作業手当	上水道課職員	水道工事に係る現場作業に従事する者	268 千円	日額 600円
緊急出動手当	上水道課職員	勤務時間外に登庁を命じられて緊急作業に従事した者	55 千円	1回 1,000円
用地交渉手当	上水道課職員	公共用地の取得等のため、交渉業務に従事した者	0 千円	日額 600円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	2,544 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	134 千円
支給実績(平成29年度決算)	3,525 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	176 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ		1,752 千円	250,286 円
住居手当	一般行政職と同じ	同じ		725 千円	241,667 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ		1,336 千円	89,067 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同じ		3,303 千円	660,600 円
休日勤務手当	一般行政職と同じ	同じ		256 千円	19,692 円
単身赴任手当	一般行政職と同じ	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	一般行政職と同じ	同じ		0 千円	0 円